

中高年のひきこもりに対する実効性ある支援と対策を求める意見書

従来、ひきこもりは主として若年・青年層の課題としてイメージされてきた。しかし最近では、就職氷河期世代も含め中高年層に及ぶ大きな社会問題としてクローズアップされてきている。

国が中高年層を対象に初めて実施した全国規模の調査結果が昨年3月に公表されたが、40～64歳のひきこもりが全国で約61万人に上るという推計は、社会に大きな衝撃を与えた。ひきこもり期間の長期化や親の高齢化により、親とともに社会的に孤立するケースも少なくない。

国のひきこもり対策推進事業により、これまで都道府県・政令市での「ひきこもり地域支援センター」の設置や、「ひきこもり支援に携わる人材の養成研修・ひきこもりサポート事業」が行われてきたが、今後は、より身近な場所での相談支援の実施や社会参加の場の充実など、就職氷河期世代も含めた中高年のひきこもりに対して、これまでに以上に実効性ある支援と対策を講じるべきである。

よって、国においては、中高年のひきこもりを個人やその家族だけの問題ではなく社会全体で受け止めるべき重要課題として捉え、次の措置を講ずるよう強く要望する。

- 1 より身近な場所での相談支援を行うため、自立相談支援機関の窓口アウトリーチ支援員を配置し、同行相談や信頼関係の構築といった対本人型のアウトリーチ支援を実施すること。また、自立相談支援の機能強化に向けたアウトリーチ等を行うための経費については、新たな財政支援の仕組みを創設すること。
- 2 中高年のひきこもりにある者に適した支援の充実を図るため、市区町村による「ひきこもりサポート事業」のさらなる強化を図ること。具体的には、中高年が参加しやすくなるような居場所づくりやボランティア活動など就労に限らない多様な社会参加の場の確保や、家族に対する相談や講習会などの取り組みを促進すること。
- 3 「8050問題」など、世帯の複合的なニーズやライフステージの変化に柔軟に対応できるよう、「断らない相談支援」や「伴走型支援」など、市区町村がこれまでの制度の枠を超えて包括的に支援することができる新たな仕組みを構築すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和2年3月19日

衆議院議長
参議院議長
内閣総理大臣宛て
総務大臣
厚生労働大臣

福島県議会議長 太田光秋